

建築工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行導入

神戸市建築住宅局技術管理課

背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開。ただし、「数量書」は参考資料として位置づけていた。

目的

- 契約後に、発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者間による協議を円滑に行う。
- 協議等の結果、適正な数量に基づいた請負代金額とすることで、契約の適正化及び品質確保に繋げる。
- 発注者が示した積算数量を活用することにより、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

【対象】

発注者が指定する競争入札に付する建築一式工事

入札時積算数量書活用方式

概要

- 入札参加者に発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項とする。

